平成２７年（フ）第２５号
山形市末広町８番３－403号　市営アパートＡ
破産者　土田　晃子
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３３号
富山県砺波市鷹栖596番地３　市営住宅東鷹栖団地１号棟123号室、前住所富山県砺波市新富町５番53号
破産者　えすかるごこと　**廣**島　京子
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１６号
富山県高岡市荻布507番地10　メゾネット荻布105号、前住所富山県高岡市井口本江375番地１　サンメール井口２－102号
破産者　スナックメモリーこと　釣谷由香里
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１０８３号
愛知県瀬戸市東長根町231番地　サンビレッジ東長根Ａ－202、開始決定時の住所愛知県瀬戸市山の田町192番地の１　サンスクエアＢ－105
破産者　稲垣　充昭
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６６７号
愛知県春日井市篠木町６丁目12番地13　県営篠木東住宅712号
破産者　岩見　和博
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９８８号
愛知県春日井市小野町１丁目25番地　新井コーポ203号
破産者　野田　　愛
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１１０号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛179番地１　大野コーポ305号
破産者　門馬　聖司
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１６３号
愛知県弥富市鯏浦町東気開51番地１　ピュア弥富２－208
破産者　東　　恵美
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１号
名古屋市熱田区三番町22番２号　カーサ千年103号
破産者　横井　幹弥
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４号
愛知県春日井市石尾台６丁目17番地10　ＴＡＣＨＩＢＡＮＡ・Ｍ棟102号室
破産者　渡部英津子
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４６号
大阪府寝屋川市点野１丁目14番１号
破産者　矢野　惠二
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７７９号
大阪市平野区加美南４－３－４アセンティア加美102号室、開始決定時の住所大阪市平野区加美東２丁目２番６号
破産者　金山　順子
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４４３号
大阪府寝屋川市美井元町27番１－201号
破産者　片岡塗装工業所こと　片岡　　聡
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４７６号
大阪市北区本庄東２丁目15番２号　中山ハイツ301号室
破産者　ＧＡＲＤＥＮことｓｕｉａｎこと水庵こと　清瀬　達也
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０４０号
堺市中区八田北町10番地31　22棟105号、前住所堺市堺区陵西通１番18号
破産者　辻岡　和博
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０８５号
堺市北区中百舌鳥町４丁36番地３　フジパレス堺なかもずⅢ番館102号、申立時の住所大阪市浪速区日本橋西１丁目８番22－603号
破産者　**西**川　康弘
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３４０号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目33番１－406号
破産者　ＰＲＡＴＯ（プラトー）吹田店こと　中塚　信子
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２８号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目33番１－406号
破産者　ＰＲＡＴＯ（プラトー）住道店こと　中塚　　薫
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部